

白岡市職員定数条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

行政組織の改編に伴い、職員配置の見直しを図るとともに、安定した行政運営を遂行する職員体制を確保するため、白岡市職員定数条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

現状の職員配置に即した定数配分の見直しを行うとともに、安定した行政運営を遂行する職員体制を確保するため、休職者等を職員の定数から除くものとするものである。

(1) 職員の定数配分の見直し

- ・市長 304人 → 317人 (+13人)
- ・教育委員会 60人 → 54人 (△6人)
- ・上下水道管理者 30人 → 23人 (△7人)

(2) 職員の定数から除く者

- ア 地方自治法第252条の17第1項の規定により、他の地方公共団体に派遣している職員
- イ 地方公務員法第28条第2項の規定により、休職を命じられている職員
- ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により、育児休業をしている職員
- エ 白岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により、公益的法人等に派遣している職員

3 施行期日

公布の日から施行する。